情報通信審議会 総会 (第25回) 議事録

第1 開催日時及び場所

平成 23 年 2 月 10 日(木) 14 時 00 分~15 時 16 分 於、第一特別会議室(総務省 8 階)

第2 出席した委員(敬称略)

相澤 彰子、青木 節子、浅沼 弘一、井手 秀樹、伊東 晋、井野 勢津子、 大歳 卓麻、清田 瞭、近藤 則子、斎藤 聖美、坂内 正夫、嶌 信彦、 新町 敏行、鈴木 陽一、須藤 修、高橋 伸子、新美 育文、服部 武、 藤沢 久美、前田 香織、町田 勝彦、三尾 美枝子、山内 弘隆

(以上23名)

第3 出席した関係職員

(1) 総務省

平岡 秀夫 (総務副大臣)、小笠原 倫明 (総務審議官)、山川 鉄郎 (総務審議官)、吉良 裕臣 (官房長)

(情報通信国際戦略局)

利根川 一 (情報通信国際戦略局長)、久保田 誠之 (官房総括審議官)、 横田 俊之 (情報通信国際戦略局次長)、谷脇 康彦 (情報通信政策課長)、 長塩 義樹 (情報通信国際戦略局参事官)、竹内 芳明 (技術政策課長)、 小笠原 陽一 (通信規格課長)

(総合通信基盤局)

桜井 俊(総合通信基盤局長)、吉田 靖(電波部長)

(情報流通行政局)

田中 栄一(情報流通行政局長)、原 正之(政策統括官)、 稲田 修一(官房審議官)、武井 俊幸(官房審議官)、 福岡 徹(郵政行政部長)、吉田 博史(地上放送課長)

(2) 事務局

今林 顯一(情報通信国際戦略局参事官)

第4 議題

- (1) 会長の選出及び会長代理の指名について
- (2) 部会に所属する委員の指名について
- (3) 諮問事項
 - ア 「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」について
 - イ 「情報通信分野における標準化政策の在り方」について
- (4) 議決事項

「国内の標準化に関する審議体制」について

- (5) 報告事項
 - ア 「デジタル新産業創出に向けた研究開発加速化のための産学官連携強化方策」 【平成21年7月10日付け諮問第15号】の取り下げについて
 - イ 地上デジタル放送の完全移行に向けた取組状況について
 - ウ 「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方」について

開会

○今林国際戦略局参事官 ただいまから、情報通信審議会(第25回)を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中ご参集を賜りましてありがとうございます。

私、事務局を担当いたします情報通信国際戦略局の今林と申します。本日、会長が選出されますまでの間、議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本会議の模様はインターネットにより中継しておりますので、ご了承いただき ますようお願いいたします。

それでは、お手元に議事次第をお配りしておりますが、これに沿いまして進めてまいりたいと存じます。

まず、審議会の委員の皆様、メンバーでございますけれども、お手元の資料25-1 をご覧いただきたいと存じます。本来でしたらお一人お一人からごあいさつを賜りたい ところでございますが、時間の都合上、ご紹介は省略させていただきます。

それでは、総務省を代表いたしまして、平岡副大臣からごあいさつを申し上げます。 平岡副大臣お願いします。

○平岡副大臣 皆さん、こんにちは。総務副大臣の平岡秀夫でございます。情報通信審議会総会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。本来であれば片山総務大臣がごあいさつすべきところでありますけれども、あいにく国会の予算委員会で取り込んでおりまして、私のほうでごあいさつさせていただきたいと思います。

皆様方には、常日ごろより情報通信分野を初めとする総務省の行政に格段のご理解と ご支援を賜りまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げたいと思います。 情報通信につきましては、言うまでもなく、あらゆる社会経済活動の基盤となっており まして、国家戦略上も大変重要な分野ということで、新成長戦略の中でも大きく取り上 げさせていただいているところでございますし、我が国の成長力、競争力の源泉ともなっていると認識しております。

特に今年はブロードバンド・ゼロ地域の解消、あるいは地上放送のデジタル化という ことで、通信・放送ネットワークの完全デジタル化が実現する節目の年になっておりま す。通信・放送の融合・連携等が本格的になると考えているところでございます。 ICT分野につきましては、新たな技術やイノベーションが生み出され、社会の姿を大きく変えつつある中で、経済活動のグローバル化と相まってICT産業のグローバル化も急速に進展しつつあります。総務省としては、このような状況の中で、進展の早い情報通信分野におきましては、知識や情報の流通、共有、活用、蓄積が新たな価値を生む知識情報社会の実現に向けた今後の政策の在り方について、本日この情報通信審議会に諮問させていただきたいと思っております。具体的な中身は後ほど紹介させますが、まず第一に知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方、第2に情報通信分野に関する標準化政策の在り方ということでございます。よろしくお願いいたします。

それから、郵政事業の分野につきましては、ご案内のとおり、民営化の過程の中で顕在化してきた弊害等を見直すための郵政改革関連法案が国会に提出され、現在、継続審議扱いとなっているところであります。この国会でも真摯な議論が行われることになろうかと思いますけれども、そうした議論を通じて今後の郵政事業の方向性も明らかになってくることを期待しているところでございます。

いずれにしましても、情報通信審議会はこれらの分野における制度、支援方策、情報 通信技術の方向づけなど、基本的な政策をご審議いただく大変重要な審議会でございま して、総務省としても皆様方には施策の根幹を支えていただいていると認識しておりま す。委員の皆様には、今後とも幅広い見地からの充実したご審議と総務省の行政に対す るご指導、ご協力をお願いいたしたいと思います。

以上をもちまして私のごあいさつとさせていただきますけれども、どうかよろしくお願いいたします。

○今林国際戦略局参事官 ありがとうございました。

本日は委員30名のうち23名にご出席をいただいておりますので、定足数を満たしております。

会長の選出及び会長代理の指名について

○今林国際戦略局参事官 まず、会長の選出をお願いしたいと存じます。

情報通信審議会令の第4条第1項の規定によりますと、会長は委員の互選により選任することになっております。したがいまして、委員の皆様からご推薦をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

新町委員、お願いします。

- ○新町委員 新町でございます。委員の皆様におかれましては、それぞれ高いご見識の おありになる方ばかりだと思っておりますけれども、情報通信分野で極めて幅広い知識 と豊かな経験をお持ちになっておりまして、そして今まで会長を務めてこられました大 歳委員に、会長ということで私は強く推薦いたしたいと思います。
- ○今林国際戦略局参事官 ただいま新町委員から大歳委員を会長にというご推薦をいた だきましたが、皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○今林国際戦略局参事官 ありがとうございます。それでは、大歳委員に会長をお願い したいと存じます。

これからの議事は会長にお願いしたいと存じますので、会長、会長席のほうにお移りいただけますでしょうか。

(大歳委員、会長席に移動)

○大歳会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めまいりたいと思いますけれども、ただいま会長に選出いただきましたので、一言ごあいさつをいたしたいと思います。

ただいま平岡総務副大臣がお話しになりましたように、情報通信というのは国家戦略上非常に重要な分野でありまして、それと同時に非常に進展の早い分野でもあるわけでございます。情報通信の進展によって文字どおり地球規模でフラット化が進んでおりますし、それを通して新しいプレーヤーですとか、あるいは新しいビジネスモデルがどんどん出てきて、どんな分野でも競争がますます厳しさを増しておる状況にあることは皆さんよくご存じのとおりであります。日本が得意な技術開発そのものから始まって、製品の投入、あるいはサービスの開始というところまで、競争優位性を大きく左右する要素としてスピードというのはもちろん大変重要なわけでございますけれども、それと同時にほんとうの意味で世界中の人たち、マーケットが受け入れてくれるような価値を製品あるいはサービスを通して提供できるかどうか。我々は高齢化でありますとか、少子化でありますとか、人口減少でありますとか、いろいろな意味で課題をたくさん抱えている――課題先進国という言い方もされますけれども、そういう日本として製品の機能とかサービスの価値だけではなくて、世界から見える形で課題を解決する政策として実践を行うことによって諸外国にもいい影響を与えることを通して国の役割ですとか、あ

るいは国の価値を高めことによって、政策そのものも輸出できるような国になるという ことで、日本の元気にもつなげられるのではないかと思っております。

本日総務省から諮問をお受けする予定の知識情報社会の実現に向けた情報通信政策並びに情報通信分野における標準化政策の在り方ということにつきまして、当審議会としましても利用者代表の方を含めて多種多様なステークホルダーの皆さんの積極的なご参画を賜ることによりまして、先進的な提言を行ってまいりたいと思っておりますので、ぜひ皆様のご協力をお願いいたします。よろしくお願いします。

次に、私が会長として審議会を主宰できない場合の代行をお願いする会長代理を決め たいと思います。

会長代理は情報通信審議会令第4条第3項の規定によりまして会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきたいと思います。

会長代理は、技術分科会長であり幅広いご見識をお持ちの坂内委員にお願いしたいと 思いますが、坂内委員、よろしゅうございますでしょうか。

- ○坂内委員 ご指名いただきましたので、引き受けさせていただきます。
- ○大歳会長 それでは、どうぞ会長代理席にお移りいただきたいと思います。

(坂内委員、会長代理席に移動)

部会に所属する委員の指名について

○大歳会長 次に、部会に所属する構成員の指名を行いたいと思います。

部会に所属する構成員は、情報通信審議会令第6条第2項の規定によりまして会長が 指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。

各部会の名簿を事務局から配付していただきたいと思います。

(部会所属委員の一覧配付)

○大歳会長 配付されましたでしょうか。ご覧の名簿のとおり指名させていただきたい と思いますので、よろしくお願いします。

構成員の皆様方には、ご多忙とは思いますけれども、各部会の運営に関しましてご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

諮問事項

- (1)「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」について
- ○大歳会長 それでは、早速、諮問事項に移りたいと思います。

初めに、諮問第17号「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」について、総務省よりご説明をお願いいたします。

〇谷脇情報通信政策課長 それでは、資料25-2-1が諮問書本体でございますけれ ども、その説明用といたしまして横長の資料25-2-2をご用意しておりますので、 こちらでご説明させていただきたいと存じます。

表紙をおめくりいただきまして1ページ目でございます。諮問の概要と書かせていただいております。まず諮問の理由でございますけれども、先ほど副大臣のごあいさつにもございましたように、通信ネットワークにつきましてはブロードバンド・ゼロ地域の解消、今年度末を目標として取り組んでまいりましたけれども、その解消のめどが立ってきております。それから、本年7月、地上デジタル放送への完全移行が予定されているところでございます。そういった意味で、通信・放送を問わず全体としてのネットワークの完全デジタル化が完了する見込みとなっております。また、昨年11月に成立した放送法等の一部を改正する法律が順次施行されることになっておりまして、今後、通信と放送といった枠組みを越えた融合、あるいは連携というものが本格的に始まっていくものと見込まれております。

改めて申し上げるまでもなく、今、ICTの分野では非常に激しい急速な技術革新が どんどんと生み出されていると。それに基づいて新しい事業モデルもどんどん登場して きている状況でございます。また、スマートグリッドやITSに代表されます社会イン フラの高度化をICTが担っていく、あるいは教育、医療、行政といった公的な分野に おけるICTの利活用につきましても大きな可能性が期待されております。

また、社会活動全般につきまして、インターネットを通じてさまざまなコラボレーション、あるいはシェアード・エコノミーが実現の兆しを見せておりまして、インターネットを通じた地域の課題解決ですとか、あるいはネットを通じた新しい知恵、文化の創造も進みつつございます。また、ICT産業のグローバル化、国際競争力の強化という点も大きな課題となってきているところでございます。

こういった中で、知識情報社会の構築という観点から、特にICTの利活用につきま

しては、日本が抱えております少子化、あるいは高齢化といったようなさまざまな課題の解決に向けまして、従来の供給者目線ではなく、利用者本位で取り組んでいく。そして国民の皆様方が生活あるいは社会が改善できたと実感できるようにしていくことが求められていると考えてございます。

したがいまして、こういった問題意識に立ちまして、今後、政府、総務省が重点的に 取り組むべき情報通信政策の方向性についてご検討をちょうだいしたいと考えておりま す。その際、2020年ころまでを視野に入れた知識情報社会の実現に向けた政策の方 向性について今回諮問させていただくものでございます。

答申を希望する事項でございますけれども、大きく2つございます。1つが、今後、2020年を視座に据えながら、ICT市場がどのような構造変化を遂げていくのかという観点でございます。また、この将来イメージを踏まえて、今後重点的に取り組むべき情報通信政策の方向性についてご審議をいただきたいと考えております。

今後のスケジュール(案)でございますけれども、本日の総会で諮問させていただいた後、本年7月を目途に第一次の答申をちょうだいしたいと考えております。また、引き続きご審議をいただき、来年の7月に第二次答申をちょうだいしたいと考えているところでございます。

今申し上げました主な検討項目でございますが、2ページ目を

ご覧いただきたいと思います。5つの切り口で重点検討項目と書かせていただいております。まず1つ目が、新しい事業をどう生み出していくのかという観点から見た新事業創出戦略でございます。2つ目が、基礎研究から応用研究、さらに市場投入に至る研究開発の戦略をどのように描いていくのかという視点でございます。また、グローバルな競争の中で日本のICT産業の国際化、国際競争力の向上をいかに図っていくのか。また、これに連携した標準化政策の在り方という標準化戦略が4つ目でございます。また、5つ目といたしまして、利用者本位のICTを活用した地域の活性化をいかに実現していくのかという地域活性化戦略を5つ目として挙げてございます。

この中で、国際戦略と標準化戦略、それから別の組として地域活性化戦略につきましては、別の場でもご議論をちょうだいしたいと思っております。具体的には7ページ目、参考5をご覧いただきたいと存じます。ICT地域活性化懇談会でございます。これは総務大臣が主宰する懇談会として、本日、この審議会の後、第1回の会合を開催する予定でございますけれども、こちらの場でICTによる地域活性化の在り方についてご検

討いただき、その検討の途中段階、あるいは検討結果につきまして本審議会にも反映させていくことを想定しているところでございます。また、国際競争力の強化、あるいはこれに関連した標準化戦略の在り方につきましては、次の8ページ、参考6に当たりますが、ICTグローバル展開の在り方に関する懇談会におきましてご検討いただくこととしております。これは総務副大臣の主宰する懇談会として開催を既に始めているものでございますけれども、こちらの検討状況、あるいは検討結果につきましても本審議会に反映し、そして全体的な戦略をおまとめいただきたいと考えております。

恐縮ですが、もう一度2ページ目にお戻りいただきたいと存じますけれども、今申し上げました5つの重点検討項目でございますけれども、それぞれに関連している部分がございます。そういった意味で、こういったそれぞれの戦略についてばらばらに展開するのではなく、全体として整合性、統一性を持った総合戦略をつくっていくことが今回諮問させていただいている趣旨でございます。ICTの総合戦略の策定という観点からご審議をいただければと考えているところでございます。

諮問書の概要については以上でございます。

○大歳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○服部委員 上智大学の服部でございます。大変重要なテーマということで、検討の方向性としては結構だと思いますけれども、この中には書いてございません1つのことは、やはり人材の育成といいますか、今後、世界戦略を進める上で人材の育成が非常に重要だと私は思います。そういう意味では、この中にぜひそういう項目についても検討いただきたいと思います。
- ○大歳会長 近藤委員、お願いします。
- ○近藤委員 中に入っているのかもしれませんが、人材育成とあわせて、やはり利用者の支援の重要性を盛り込んでいただきたいと思います。勉強すれば使えるようになるというものではないと思います。やはりいろいろな事情で使いにくい人や、教えてもらっても使いこなせない人たち、そういった人たちを地域で支える仕組みをぜひ施策の中に盛り込んでいただきたいと存じます。
- ○大歳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。 それでは、ただいまの説明を了承し、さらに各委員の方のご意見を反映した形で本件

諮問の審議を進めることにしたいと思います。

本件につきましては、効率的かつ機動的な審議を行うために、情報通信審議会議事規則第11条第5項の別記におきまして、基本的かつ総合的な政策に関する調査、審議を所掌することになっております情報通信政策部会に付託することといたします。情報通信政策部会の構成員の皆様におかれましては、積極的な調査、審議をお願いしたいと思います。

(2)「情報通信分野における標準化政策の在り方」について

- ○大歳会長 それでは、続きまして諮問第18号「情報通信分野における標準化政策の 在り方」について、総務省よりご説明をお願いします。
- 〇小笠原通信規格課長 それでは、お手元の資料 25-3-1 が諮問書でございますが、 その内容につきまして、資料 25-3-2、情報通信分野における標準化政策の在り方 について簡単にご説明いたします。

まず1ページ目でございます。諮問の背景について幾つかポイントを並べております。 1つは、技術の高度化、多様化の中で、一国、あるいは一社ですべての技術をカバーす ることは極めて困難になってきたということ。2点目は、その中で消費者、利用者ニー ズは一層早く、かつ一層多様化しており、その中でグローバルな技術の共有と導入が非 常な勢いで進展しているということ。その結果、サービスの高度化ということで、非常 にスピード感を求められるようになってきたということでございます。

以上のような変化が標準化のプロセスにかなり大きな影響を及ぼしております。国が、 あるいは各国の政府が主体となって提案していくデジュール標準に加えまして、企業が 主体となって議論し、決定していくフォーラム標準の役割が非常に大きくなってきた、 そういったプロセスの変化が表れております。

そういった背景を踏まえまして、今のような技術環境、サービス環境の変化、そして 標準化策定の場、あるいはプロセスの変化等を踏まえまして、情報通信分野における総 合的な標準化政策の在り方について改めてご審議をお願いしたいということでございま す。

総合的な、というご審議の希望事項でございますが、2の答申を希望する事項に2つ 書いてございます。1つは中長期的な研究開発、あるいは諸外国の政策等を踏まえた標 準化の重点分野の在り方でございます。 2点目でございますが、今のようにプロセスがフォーラム標準、デジュール標準と拡大していく中で、標準化を促進していくとき、各民の役割分担がどうあるべきか、それが審議を希望する 2点目でございます。

時期といたしましては、平成24年7月と書いてございますが、先ほどの諮問と同様、 今年の7月を目処に第一次答申をご審議いただければと考えております。

以上の諮問内容につきまして、2ページ目の背景をご説明いたします。標準化につきましては、これまでも、当審議会、それから昨年12月まで審議が続いておりましたICTタスクフォースでそれぞれの専門の検討の場を設け審議を続けてまいりました。そのときの視点が、①のいわゆるガラパゴス化と言われる現象にどう対応していくか、そういったことに対応するため官民の役割分担をどう考えていくか、そういうことでそれぞれ審議会、タスクフォースで、ご議論いただいてまいりました。ただいま、取りまとめの方向に向かっております。

最後に主なポイントを3つまとめさせていただきました。

当面対応すべき施策として、一番左に「審議会組織の再編」と書いてございます。ま ずは政府の中の標準化の検討組織、1つの代表組織として審議会組織を再編して、1) ITU関連の検討体制を再編すべきではないか、あわせまして、2)の中長期的な観点、 あるいはフォーラム、デジュールといった総合的な観点から標準化政策を検討する場を 設置すべきではないか、ということでございます。2つ目に「官民検討の場の設立」と ございます。2)に5分野と書いてありますが、※にスマートグリッド、クラウド、3 D等々書いてございます。こういった、早期に取り組まなければいけない分野、これは フォーラム、あるいはデジュール双方のところでございますが、そこについてはプレー ヤーである企業の方々、そして官が一緒になった検討体制を設立して、早期にその対応 を考えて実際に行動していく必要があるのではないかということが2点目でございます。 最後の3点目として、先ほど紹介のあった副大臣ご主宰のICTグローバル展開の在り 方に関する懇談会において、2)の標準化活動とあわせましてグローバル市場の中で日 本企業のプレゼンスを高め市場を獲得していくための施策について早期に検討していく べきではないか、ということでございます。主に以上3点について検討してきていただ いたということでございます。今申し上げました審議会組織の再編という中で、今般の 諮問に関してご検討いただけないかということでございます。

3ページに今申し上げました標準化について、全体としてどのような役割分担と検討

サイクルで検討していくかについて簡単に図にしてみました。左から情報通信審議会、それからICTグローバル展開の在り方に関する懇談会があり、審議会では総合的な標準化政策を、ITUといったデジュール機関への対応、フォーラムを含め、あるいは長期的な研究活動も含めた総合的な標準化政策の検討をお願いするということでございます。そして中央にあるグローバル展開ということにつきましては、まさに標準化とあわせまして、グローバル市場の獲得、あるいは展開というアクションに移っていくために官民どのような役割でそれぞれアクションしていくかをご検討いただくということでございます。そして、日々実際動いております、様々なフォーラム機関、あるいはデジュール機関の標準化活動、そういったことに対してプレーヤーである企業の方々を中心とした、スマートグリッド、次世代ブラウザ等々、今活動している標準化活動の名前が書いてございますが、そういったことについて企業の方々を中心とした検討体制を構築する、こういった3つの検討体制のもとで審議が続いていくということでございます。

当然ながら、政府全体としてのIT戦略本部、あるいは知的財産戦略本部、そしてスマートグリッドという分野でございますが、スマートコミュニティ・アライアンスのようなプレーヤーがすべて参加しているようなオールジャパンの組織、そういったところに反映させ、国全体としての整合性をとっていくということでございます。

4ページは、今ご紹介申し上げました民の標準化組織の概要でございます。

最後の5ページでございます。標準化政策として諸外国でどのような例があるか、韓国、ヨーロッパ、アメリカを例にとって簡単に紹介しております。韓国の場合、政府が重点分野を指定しています。左下に3分野を紹介させていただきました。重点分野を指定すると、標準化活動の専門家に対して、例えば、旅費、あるいは食費、あるいは会議登録費、あるいは情報収集活動費といったものを支給するという、かなり直截な形で指定された分野の標準化活動を支援するといった政策例がある一方で、米国の戦略を見ていただきますと、基本原則は民間の標準化団体の標準を重視ということで、それがほぼ政策のすべてを表しているといった例もあるということでございます。先ほど諸外国の政策と申し上げましたが、こういった様々な諸外国の政策、今申し上げたような様々な場でのご検討を踏まえまして、情報通信政策部会といった場になろうかと思いますが、審議会等における検討を是非お願いしてまいりたいということでございます。

簡単ですが、以上です。

○大歳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いした いと思います。

○三尾委員 弁護士の三尾でございます。私はこの3ページの知的財産戦略本部の有識 者本部員でございますので、今、本部の検討しております標準化政策について、この情 報通信審議会におきましてもご議論していただきたいと思いまして若干コメントいたし ます。

標準化政策ということにつきましては、単に標準化するだけではなく、標準化を活用して新産業を創出し産業競争力を高めることを最終目的にするべきであるというのが知的財産戦略本部での主な議論の内容になっております。したがいまして、新しい事業を創出するために標準化としては何が必要なのかという観点から政策を検討していただきたいと考えます。

その上では、新しい分野での重点分野の選択と集中を重視して、重要な分野に対して 集中して政策を強めていくという観点と、さらには官民の役割分担を明確にして民でや るべきことと官でやるべきことを一体我が国ではどのようにしていくべきかということ を、諸外国の動向も踏まえまして検討していただきたいと考えます。

以上です。

- ○大歳会長 ありがとうございました。
- ○鈴木委員 鈴木でございます。私、ITU関係の経験、それからISOの国際規格の審議に当たっている経験から感じますのは、技術というだけではなくて、やはりそれを審議の場できちんと説明でき、他を折伏できることが重要であることです。それには技術力だけではなくて、人間性もある。つまり標準化における人間の力というのはすごく大きいと思います。そういった意味で、1つ前の諮問に対して服部委員が言われましたのと同じように、やはりこの分野においても人材育成というのは非常に重要だと思います。それもここで議論すべきことになるのかなと感じております。
- ○大歳会長 ほかにいかがでしょうか。
- ○前田委員 広島市立大学の前田と申します。今の委員の発言と少しかぶるかもしれませんけれども、長期的に標準化するためにはかなり時間がかかるものがあると思います。 長期的に支援ができる体制をぜひお願いしたいと思います。スピードアップというのももちろんあるんですけれども、長いスパンがかかるものがありますので、民、産、官、学すべてのところで支援がうまく行き渡るように長期的な支援ができるような標準化の

ための体制をつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○大歳会長 ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。
- ○高橋委員 我が国におきます I C T 分野の標準化政策というのは、これまで必ずしもうまくいっていなかったのではないかと、これまで委員参加させていただいて感じております。今まで何をやってきて、どのぐらいのお金をかけて、どんな成果が上がっているのかが国民、利用者にわかりにく過ぎるのではないかと思います。ですので、今後はその効果を国民、利用者、あるいは消費者が実感できること、その前提として研究開発、もろもろの重点分野の選定の段階で、今まで以上にプロセスの透明性を高め、また進捗状況のチェックをきめ細かくしていくことが大切ではないかと思います。

今、長期的というお話がありました。中長期的なことはもちろん大切だと思うんですけれども、研究開発の場合に中長期的な分野というのは文科省のほうでも研究開発の支援をやっているわけですので、そちらのほうとのすみ分けも非常に大切ではないかと思います。今、チェックということを申し上げましたけれども、少なくとも1年、2年、3年と我々が便益を認識できるような形で評価、検証が可能な具体的案件を積極的に取り上げていくべきではないかと思います。

以上です。

- ○大歳会長 ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。
- ○清田委員 標準化というと、日本で開発されたいろいろな技術の標準だとかそういうものを世界標準に持ち込もうとするときに、どうしてもブラックボックス化して外国に取られないようにしたいというニーズと、国際標準にしようとすればその技術の公開というのと矛盾するところがあるので、そこら辺をよく見分けてやっていかないといけないと思います。ですから国際標準化をするに当たって何でもかんでも企業としてオープンにするかどうかというと、必ずしもそうではない。しかし、一方において日本の標準が国際標準として認められない限り国益はなかなか広がらない。こういったポイントからいろいるな意味で十分に考えていかないといけないんじゃないかなと思っています。
- ○大歳会長 ありがとうございました。
- ○服部委員 2ページ目の背景のところに視点が書いてございまして、最初の①の「日本市場の『ガラパゴス化』を回避し、」と書いてありますけれども、私、若干これには 異論がございます。やはりICTもある意味では1つの文化を支えるツールであると思 うんですね。ですから文化がその国で花を開くのは当然のことで、そのこと自体と国際

競争力というのは2つの側面を持っていると思います。例えば、日本のICTがすべて 国際的に同じものを使うのがほんとうにいいのかどうか、これは言語の問題もあります し。そういう意味では、ガラパゴスという言い方が非常にやゆしている表現で、やはり 日本の市場を立ち上げる、文化としてICTが支えていく、これが非常に重要な面です ので、それとともに国際競争力を持つという2面をどうやってバランスをとっていくか が今回の課題ではないかと。その上で標準化政策をどうとっていくか、これは知的財産 もありますし、ノウハウの問題もあると思います。そういう多面的なバランスをとりな がら国際競争力をとることが一企業だけではもちろんできないということで、国全体を 挙げてこれに取り組む、そういう視点でぜひ今後の検討も進めていただきたいと思いま す。

- ○大歳会長 ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。
- ○町田委員 今のガラパゴスという問題でね、当社からそういう名前で出したものですから。

私も今の服部委員の意見に賛成なんですが、ガラパゴスの定義なんですね。確かに日本でだけしか通用しないような技術規格になれば確かにそれは問題かもしれませんが、日本の高度な消費者の目線を満たすような技術、こういうものをガラパゴスというのではなくて、これから新興国を含めて所得は上がっていくわけですよね。そういう方々が日本の今の文化、あるいは使われている文明に対して期待をお持ちになっているわけですから、むしろそれを我々日本の今後の成長力に使うべきであって、ガラパゴスの使い方をうまく整理して議論を今後進めていただきたいなと思っております。

○大歳会長 今の町田委員の思いが商品の名前になったということで、ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

いろいろ大変貴重なご意見をちょうだいいたしましてありがとうございました。スポーツの世界でも、よくゲームのルールを決める国際競争みたいなものがあるようなんですけれども、やっぱりルールによって勝負の結果はかなり変わりますよね。そういう意味で、やはりデジュールにしろフォーラムにしろ標準化をリードしていくというのは、国全体にとっても非常に大きいと思いますので、今いろいろ出ました人材の問題も含めて審議を進めていただきたいと思います。

本件につきましては、ご説明にありましたように、これもまた国家的・国際的戦略に

かかわることになりますので、同様に基本的かつ総合的な政策審議として情報通信政策 部会に付託したいと思います。情報通信政策部会の構成員の皆様におかれましては、恐 縮ですけれども、重ねてよろしくお願いしたいと思います。

議決事項

「国内の標準化に関する審議体制」について

○大歳会長 それでは、次に議決事項に移りたいと思います。

「国内の標準化に関する審議体制」につきまして、情報通信技術分科会長より説明を お願いいたします。

○坂内会長代理 坂内でございます。国内の標準化の審議体制については、昨年の7月 の総会で大歳会長から検討のご指示をいただきました。昨年、技術分科会で検討を進め てまいりまして、その経緯、結論の検討結果を申し上げたいと思います。

資料25-4-1、1ページ目をご覧いただきたいと思います。昨年7月の総会の議事録の抜粋でございます。大歳会長のご発言、私の発言に幾つか下線が引いてございますけれども、ポイントは技術開発のスピード、標準化プロセスの変化など、ICT分野のグローバルな変化に対応していかなきゃいけない、それから検討体制自身がスリムで効果的な標準化の検討体制を整備することであったと理解しております。こうした点を踏まえて事務局に指示をさせていただいて、分科会の委員からさまざまなご意見をいただきました。それから分科会でも検討させていただいたということでございます。

検討結果でございます。同じ資料の2ページ目をご覧ください。そこに記載してございますように、従来は左側にございますが、ITU-T、ITU-Rという2つの部会のもとにITUのいわゆるSGごとに委員会を設置して検討する体制、17の委員会が走るという形でございました。これを改めて、右側の見直し後という図にございますように、ITU部会という1つの部会のもとに、より効果的な体制として6つの委員会を置いてITUへの対応を検討していくという議論でございます。それから、先ほど議論いただいた情報通信政策部会の中での標準化戦略等とも連携をしていくというスタイルで国内の検討体制を再編させていただきたいという内容でございます。

そして、それを規則に反映するということで、資料25-4-2の1ページ目をご覧

いただきたいと思います。この体制とするために規則の一部を改正して、1ページにございますようにITU部会の設置に必要な審議会の議事規則改正をここで提案させていただきたいということでございます。

これにあわせて、これからの検討に向けて、先ほどの検討を進めていく中で委員からさまざまなご意見をいただきました。その中で、新たな体制の中でグローバルな標準化戦略を検討していく上で大変重要であると認識している点が含まれておりまして、2点だけ私から申し上げたいと思います。

1つは検討体制間の連携でございます。第1は、先ほどの諮問の際にありました新たな検討体制での連携の確保ということで、分科会の議論においてはITUの検討体制の変更に当たって、デジュール、フォーラムを含めた総合的な検討が必要である。それから、先ほど三尾委員からもご指摘ございましたけれども、標準をツールとしてグローバル市場を確保するための政策の検討が必要であるということが背景にあって、総合的な標準化戦略の検討にこういったことが不可欠であるというご意見がございました。これらの課題については、先ほどご説明のあった情報通信政策部会、あるいはグローバル懇談会などでしっかり検討されていくということでございますけれども、重要なことは新たな国内のITUの検討体制と総合的な政策の検討の場でしっかり連携をとって1つの国家戦略として議論されることが重要と考えております。先ほど来、さまざまな形でご指摘をいただいたところでございますが、技術分科会としても十分に認識してございます。

もう1つのポイントは、ITU対応に関する検討の進め方でございまして、技術分科会の議論においては、ITUに関する検討についてはTTCなど民間の標準化組織でも個々の勧告案などについて具体的な検討が行われておりまして、その検討結果を十分活用すべきであるというご意見がございました。今後は個々の勧告等に関してはこうした民の組織の検討成果をできるだけ活用して審議の効率化を図り、新たな体制のもとでは我が国のシステムを途上国に展開する場合のITUへの対応とか、ISO、IECなど他の国際機関とITUとの連携の在り方など、国際戦略の一環としてのITU対応という戦略的な視点で議論を行っていくことが重要だと考えております。

以上、審議の検討結果、それに基づく規則改定のご提案と若干のコメントということでさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○大歳会長 ありがとうございました。

ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いします。

○鈴木委員 鈴木でございます。今回このようにITU-T部会とITU-R部会が1 つの部会にまとまりまして、また、その傘下の委員会の数も大幅に集約される。私、強 く感じますのは、このスリム化をプラスに使っていくように審議の体制と内容を変える 必要があるということです。

例えば具体的にどういうことかと申しますと、これまで各委員会では非常に細かな規格案の技術的なことまでも逐一、電子メール審議等も活用しながらではございますがやってまいりました。今後もそういった非常に専門性の高い技術的なところをしっかり詰めていくというのは、先ほどの人材育成という意味も含めて重要だと思います。しかしながら、このように非常にスリム化され集約化された委員会でそれをやるとなると、どうしても委員会での議論が形骸化する恐れがあると思います。これまでも、例えばTTCでの議論、あるいはさまざまなWG的なところの議論が委員会に上がり、さらに部会に上がるにつれて段々と議論が抽象的になっていくということがあったように思います。今後は逆にそういったWG、あるいは今、坂内会長代理からお話のありましたTTC、そういったものを積極的に活躍していただくために大幅に権限委譲をしていく。技術的に認められるものは、そういったレベルでどんどん決めていただく。ただし、日本としてこうすべきであるという意思を明確にしなければいけない、デジュールとしてやらなくちゃいけないことは委員会でやる、部会でやる、そういっためり張りのついた議論が必要だと思います。

そういうことをすることによって、逆に部会あるいは委員会、特に部会では日本の国のICT分野におけるデジュール規格をどのような方向にもっていくのか、そういうなかなかこれまでの部会では長い時間とることができなかった議論をすべきではないのかと強く感じるところでございます。そして、それを坂内会長代理のご意見の繰り返しになるというか、賛成であると申し上げたいのですが、IEC、ISO等も含めた総合的な日本としての国際規格への対応、そういった連携を強化するところに結びついていけばいいのではないかなと考えます。以上のような部分をプラスにしていけると思いますし、していく必要があると感じております。少し長くなりました。

- ○大歳会長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。
- ○近藤委員 素朴な疑問なんですが、連携するときに既存の学会というのはあまりこう いう中には入らないんでしょうか。

- ○坂内会長代理 学会の中でも標準化にかかわっているところがございますので、先ほ ど国内のさまざまなところの成果と連携するという中で、今後具体的に検討していきた いと思います。
- ○近藤委員 ですよね。ですから、さっき韓国の事例があったように、国際会議に出る 人にお金を支援するみたいなのは、こういうところと学会が連携できるとそういった人 たちへのご支援もしやすくなるんじゃないかなと思ったり、素朴に思うんですけれども。
- ○坂内会長代理 先ほどは韓国の例ですので、我が国がどういうスタイルでやるかとい うのはこれからの議論だと思いますけれども。
- ○大歳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、分科会長にご説明いただきましたように、資料25-4-2のとおり情報 通信審議会議事規則の一部を改正して、新たにITU部会を設置することにしたいと思 うんですが、先ほど坂内分科会長からもお話がありましたように、私自身が昨年の総会 で意見を申し上げた経緯もあるものですから、今度新しい体制が始動するに当たりまして一言申し上げさせていただきたいと思います。

何度も話が出ていますように、非常に早いスピードでダイナミックに世界中変化しておるわけで、ある意味では日本がそういうことにどう対応するかが問われている状況だと思うんですね。そういう意味では従来の政策の単なる延長線上で考えるということではなくて、政策そのものの大転換を図る時期に来ているんじゃないかと思いますので、しっかりした戦略をどう打ち立てていくかが重要だと思います。そういう意味で、この新しい検討体制のもとに審議を進めていただくに当たって、次年度の予算要求に向けた案件づくりにとどまることなく、何度も話が出ていますような国際競争力の向上であるとか、あるいは国民生活の利便性の向上であるとか、そういう具体的なものを目指した上で集中と選択、あるいは重点分野の選定、めり張り、いろいろな言葉がきょうも出ましたけれども、そういうことをしっかり見定めて目標を決めて、だれが何をいつまでに実行していくかという明確な形の戦略にしていくことが重要だと思うんです。

IT戦略本部ですとか、知財戦略本部ですとか、新成長戦略とか、これもお話が出ていましたけれども、国家戦略として昨年打ち出されたものを見ましても、国際標準化戦略の重要性というのはどこでも語られているわけです。そういう意味で、総務省におきましてもそれと連動した形で、民間の役割というのは標準化への主体的なおかつ積極的な取り組みということであって、官の役割は新しい戦略あるいは政策を打ち出して民間

を支援する、この言葉も出ていましたけれども、そういうことだと思いますので、先ほどご説明もありましたように、官と民が車の両輪として検討を進めていく体制は整備されたわけですから、その体制の中でどうやって具体的に目に見える成果を上げていくかということだと思うんですね。そういう意味で、例えばスマートグリッドですとか新しい分野につきましても、総務省だけではなくて経産省と一緒にとか、そういう省庁の枠も越えたような形で、グローバルなITU、ISOという組織の枠も場合によったら越えた形で、協業というものも視野に入れて検討していくことが必要なのではないかと思います。

それから、目標、目標達成のための行動計画も、官民の役割分担をきちんと明確にした上で、外からの評価あるいは検証に耐える施策を提言するということに向けてぜひ審議を進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

報告事項

- (1)「デジタル新産業創出に向けた研究開発加速化のための産学官連携強化方針」 【平成21年7月10日付け諮問第15号】の取り下げについて
- ○大歳会長 それでは、次に報告事項に移りたいと思います。

初めに、「デジタル新産業創出に向けた研究開発加速化のための産学官連携強化方針」 (平成21年7月10日付け諮問第15号)ですけれども、これの取り下げにつきまして総務省より報告をお願いします。

○竹内技術政策課長 それではご報告申し上げます。

お手元の資料25-5をご覧いただきたいと思います。資料は4枚になっておりますが、最初の2枚が今回の取り下げに関する資料、後ろの3ページ、4ページが2年前に 諮問させていただきました際の諮問書をおつけしております。

最初に最後の4ページをご覧いただきたいと思います。背景を振り返ってご説明したいと思いますが、本件は情報通信研究機構の平成23年度から始まります新しい5カ年の第3期中期目標を策定するに当たりまして、機構において取り組むべき研究課題は何なのか、こういったものを中心にご審議をお願いしていたものでございます。本件は平成21年7月10日に諮問第15号ということで諮問させていただきまして、情報通信

技術分科会に付託されまして議論が進められてまいりました。分科会におきましては、 産学官連携強化委員会という名称の委員会が設置されまして、これまで委員会としては 4回、それから2つのワーキングが設置されておりますが、ワーキングでは合計13回、 あわせて17回の会合が開催されるなど、精力的な検討をいただいたところでございま す。

こうした検討内容が反映されました形で、昨年の12月でございますが、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースの報告書におきまして、研究開発戦略として取りまとめをいただいたところでございます。現在、総務省におきましては、この報告書を踏まえまして、情報通信研究機構の次期中期目標を決定するための手続を進めております。また、来年度からスタートいたします第4期の政府全体の科学技術基本計画につきましても、昨年12月、既に答申され、現在、閣議決定に向けた手続が進められているところでございます。

このように本件諮問第15号につきましては、その役割を終えたと考えますので、資料の1ページ、2ページにございますように、今般、本件諮問の取り下げについて報告させていただくこととしたものでございます。

この産学官連携強化委員会でのご審議に直接ご参加を賜りご尽力いただきました伊東 委員、鈴木委員を初め関係各位の皆様のご尽力に心から感謝を申し上げますとともに、 本件取り下げについてご報告を申し上げます。

以上でございます。

○大歳会長 ただいまの報告につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いしま す。よろしいですか。

それでは、特にご意見等ございませんようでしたら、「デジタル新産業創出に向けた研究開発加速化のための産学官連携強化方策」の諮問取り下げについては了承することといたします。あわせて、本件に関する技術分科会への付託につきましても取り消すことといたします。

- (2)「地上デジタル放送推進に関する取組状況」について
- ○大歳会長 続きまして、「地上デジタル放送推進に関する取組状況」について、総務 省より報告をお願いします。

○吉田地上放送課長 報告申し上げます。

資料25-6をご覧ください。地上デジタル放送の完全移行に向けた取組状況についてというブルーの表紙の資料でございます。地上デジタル放送の推進のための方策につきましては、当審議会におきましても情報通信政策部会、あるいは同部会のもとに設置されました委員会におきまして随時ご議論をいただいてきたところです。直近では昨年7月に中間答申をいただき、それに基づきまして私ども来年度予算案の作成なども含めましてさまざまな取り組みを行ってきました。本日は総会の機会でございますので、時間の関係もございますので、特にご報告すべきと考えている事項を中心にかいつまんでご報告させていただきたいと思います。

まず、おめくりいただきまして1ページ目をご覧ください。右上にページが入ってございますので、そちらをご参照ください。デジタル放送を見ていただくためには3つの段階が必要でございます。ご存じの方も多いかと思いますが、念のため申し上げますと、1つ目は電波を出すこと。電波を届けること。2つ目がそれをアンテナなどで受けていただくこと。3つ目が今のおうちの中のテレビなどをデジタル対応にしていただくこと。この3段階が必要でございます。

その第1段階である電波を届けることというのは、主に中継局あるいは親局も含めまして放送局、NHK・民放側で行っていることでございます。これはデジタル放送を始めるときに中継局の建設計画をつくり発表しておりますけれども、その計画どおりに昨年12月までに中継局の建設を予定どおり基本的には終了しているところでございます。本日はその第2番目のアンテナで受ける部分と受信機の部分を特にご報告させていただきます。

第3点目の受信機ですが、1ページにございますとおり、これは5,000万世帯にどれだけ普及しているかということでございますが、定期的に浸透度調査を行いまして、左のグラフにあるとおり、90.3%のご家庭で何らかの受信機がある状況でございます。これはデジタルテレビをお買い上げいただいた場合もございますし、あるいはチューナーなどをアナログテレビに接続いただいている場合もあると思います。いずれにしろデジタルのチューナー機能を持っている機器を何らかの形で持っていらっしゃる方ということでございます。右側はメーカーなどの統計を使っておりますけれども、昨年12月末で累積台数としては1億300万台の出荷が行われております。これにもテレビ以外のチューナーであるとかパソコンの中でテレビを見られる機能を持っているものも

全部含まれておりますので、このうちデジタルテレビ自体は6,600万台強ということでございます。

ご家庭における受信機の普及状況はそのようなものですが、下の2ページをご覧ください。これは先ほど申し上げたアンテナの部分でございます。この表の一番下にあります戸建て住宅のように各ご家庭で屋根の上にアンテナをつけていただく、あるいはケーブルテレビに入っていただくなどの方法でご覧いただいているご家庭があります。これらにつきましては、2,300万世帯ぐらいと推計しておりますけれども、大体96%弱が12月末時点でデジタル放送に対応していることが推計されております。これにつきましては、NHKの調査による結果でございます。

一方で、この真ん中にあります共同受信施設というものがございます。これは戸建て 住宅でありましたら屋根の上のアンテナを変えていただくのは個人のお考えでできます けれども、こういう共同アンテナではそういうことはできません。例えば辺地共聴— 山の中の共同アンテナですけれども、山の中の電波の弱いところで山の中腹で受けた電 波を谷底の集落に配っていくということで、普通は組合をつくってそういうものを設置 しています。そうしますと、そこの住民の合意が必要でございます。そういう個人の判 断だけで対応できないものがこの共同受信施設でございます。ビル影もございますし― ―ビル影というのは受信障害対策共聴でございますし、アパート・マンションは集合住 宅共聴と呼んでいるものでございます。これらにつきましては、私どもはデジタル対応 してくださいと呼びかけるだけではなくて、辺地共聴であれば約1万2,000施設、 受信障害共聴であれば9万施設弱、アパート・マンション約213万棟についてすべて リスト化いたしまして、それについてそれぞれデジタル対応が済んでいるのか済んでい ないのかを把握しながら、残ったところをデジタル化対応するよう個別に働きかけたり、 助成金なども行っていきますけれども、そういう取り組みをすることによって1つ1つ の施設についてデジタル対応を促すよう、これは個別に施設単位で取り組んでいるとこ ろでございます。

また、一番上に新たな難視というのがあります。デジタル放送とアナログ放送の違いがございまして、アナログが見えていたところに同じようにデジタルの電波を出しても非常に電波の弱い端っこのほうではどうしても見えなくなるところがございます。そういう全国1万5,000カ所弱を、私ども、この地区はそういう新たな難視に該当するということをきちんと調査いたしまして、その1地区1地区についてすべて地図上でど

の範囲だと、どの家までがその範囲になるかを地図上で特定したデータベースを1万4,0000枚持っております。それら1地区1地区1地区について地元の住民、あるいは地元の市町村の方々とどういう対策をしていくというご相談をして、例えばある程度まとまっているところであれば小さい中継局をつくる、あるいは新たな共同アンテナを設置する、あるいはほんとうに点在しているようなところであれば高性能のアンテナを設置していく。今年7月までにどうしても間に合わないところも出てきますけれども、そういうところにつきましては、ひとまず暫定的にBSを通じて東京の放送を今再送信しておりますので、それをご覧いただくという措置を行っております。そういう暫定的な衛星対策を含めまして、この新たな難視についても今年7月までに対応する計画が99%近くできているところでございます。

これが冒頭申し上げましたアンテナなどデジタル放送を受けられるようにするための 取り組みということで、繰り返しになりますが、戸建て住宅の個別アンテナなどはやは りご自分でご対応いただくことが必要になりますけれども、先ほどの共同アンテナや新 たな難視などについては1施設、あるいは1地区単位で管理いたしまして取り組んでい るところでございます。

3ページ目をご覧ください。これは1月24日に今後半年間何をしていくかということで政府、NHK・民放、その他の関係者の取り組みをまとめたものでございます。時間の関係で説明は省略させていただきます。

4ページ目をご覧ください。例えば右上にあります臨時相談コーナー、現在、51カ所のデジサポというところでさまざまな取り組み、例えば戸別訪問であるとか、電波の状況を調査したりという県単位の取り組みをしておりますけれども、じゃ、どうしたらいいんだろうというご相談いただけるようなところを全国1,000カ所程度、これは例えば市役所の窓口をお借りするようなイメージですが、そういうところを設置しようと思っています。また、左下にございますように、全国のNPO、民生委員、その他の方々に日ごろ高齢者と接していろいろなお話をいただく中で、地デジについてもぜひお願いできないかと。「おじいちゃん、デジタル対応はできている?」と、まだだったら「デジサポに電話すれば手伝ってくれるらしいよ」という声かけをしていただくようなお願いをしています。これは現在、全国で約900団体、20万人規模となっております。

5ページ、6ページをご覧ください。これはNHK・民放の取り組みでございます。

現在、5ページにあるようなさまざまな周知を行っておりますが、昨年いろいろ議論がございました6ページにございます7月1日以降のアナログ放送画面の基本的な方針が決まっております。左上にございますように、7月1日からは通常の番組をご覧いただきつつ、例えばカウントダウンのようなものを表示していくということで周知を強化していくということであります。短時間こういう下のような画面も入れていくということでございます。7月24日正午からはブルーバックのお知らせ画面に全面移行ということで、25日からは停波するということでございます。

最後7ページをご覧ください。これは行動計画と一緒に発表いたしました最終国民運動ということでございますが、特に赤いところに書いてありますような先ほどのボランティア活動、あと最後の段階で悪質商法や詐欺などが発生するリスクがございますので、そういうものを防止するようきちんとPRしていこうという取り組みを今後強化してまいりたいと思っております。

駆け足になりましたが、以上でございます。

○大歳会長 ありがとうございました。

ただいまの報告につきましてご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

○高橋委員 冒頭に触れていただきました委員会、通称デジコン委員会というんですけれども、そこに所属して2006年から議論してきた立場から一言発言させていただきます。

アナログ停波まで5年を切ったところで設置された委員会ですけれども、そこではまだ使えるアナログ受信機を廃棄して精神的、経済的、物理的に、さまざまな負担を強いられて地デジ移行をすることについて討議されました。消費者にとって高画質、高音質だけではなくて、より良質なコンテンツの受信とか利活用ができるように、それからまた多様なニーズにこたえた受信機をより安く、より早く普及してほしいと、こういう議論をしてきたわけです。昨年の総会のときに、本来、昨年の12月に普及しているはずの新しいコンテンツ権利方式の受信機の普及が難しくなっているということをご報告させていただきました。その後、デジコン委員会が12月に開かれたんですけれども、当初の目的である12月の普及は難しいことはおろか、今年7月24日のアナログ停波の時点でも新しいB-CASカードにかわるといいますか、B-CASカードと併存する方式の新しい受像機の普及が難しくなったという報告を受けました。本日、この会議の前に放送事業者の方に確認させていただいたんですけれども、早くて来年の8月という

ご報告を受けまして、私は大変に残念に思っておりますし、委員としてご報告させていただかざるを得ないと思っています。

行政からのご報告の中で、世帯普及率が90%を超えたとありました。非常に喜ばしいことではあるんですが、これが100%になったからとしてよいのかといいますとそうではないです。世帯普及率ではなくて、今持っている受像機ですね、例えば私の場合、家で1台は地デジ対応していますけれども、あと2台の小さいものは新しいコンテンツ方式でよりよいものが出てくるのを待ち望んでいたわけなんですけれども、それが非常に難しくなってしまった。こういう消費者、国民の方々はたくさんいらっしゃると思いますので、これがうまくいかなかったのがだれの責任かということはさておきまして、まずは非常に残念な状態になっているということはご報告せざるを得ないです。

ずっと情報通信審議会の総会でもこの問題を取り上げてきたわけですので、一日も早くそういう新しい形の受信機、それから透明性の高いライセンス機関から付与された技術方式を使って多様な事業者が新しい受信機づくりに参入できるような環境づくりに対して、この委員会もできることはしていかなければいけないと感じています。

以上、ご報告と残念な点に対する意見でございます。

- ○大歳会長 ありがとうございました。コメントございますでしょうか。
- ○原政策統括官 政策統括官の原でございます。今、高橋委員からご指摘ございましたように、遅れていることはそのとおりでございます。昨年12月に今お話のありましたデジコン委員会におきまして、村井先生に座長をやっていただいておりますが、そのデジコン委員会の審議の結果を踏まえまして、技術面については現在標準化機関において議論されておりまして、3月中にも正式に決定される予定でございます。それから、ライセンスの発行管理機関につきましては、放送事業者において具体化に向けた検討が進められており、近々デジコン委員会にご報告、ご審議いただく状況が整いつつあると聞いております。ただ、委員ご指摘のように、もともと予定していたスケジュールからかなり遅れていることはそのとおりでございまして、私どもとしてはできるだけ速やかに今後の対応を考えていきたいと思っております。

その他

「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方」について

○大歳会長 それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

最後に、「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方」について、事 務局より報告をお願いいたします。

○小笠原通信規格課長 それでは手短に。資料25-7でございます。先ほどの諮問の ご説明のときにこれまでの審議会でもご議論いただいているという内容を3点ご報告さ せていただきましたが、それを若干詳細にした現在の取りまとめ状況ということでござ います。

1ページ目でございます。審議の出発点に当たりまして、標準化政策をだれのために やっているのかというときに、やはり消費者、利用者の選択肢の拡大、あるいは安全性 等の確保、そういったところを出発点に、あわせて国際競争力の向上という視点で、目 的と意義をはっきりさせようという出発点でやっているということであります。

2ページ目でございます。これは先ほど再三環境変化ということで申し上げたスピードと技術環境変化、それから標準化の場とプロセスの変化、それから日本企業のプレゼンスの変化、そういった変化を踏まえて政策も対応していく必要があるということでございます。

3ページ目でございます。これは標準化の重点分野といったときに、予算等、もし国のリソースをかけていくのだとすればどういったメルクマールで重点分野を選んでいくべきかという議論をしておりますので、その結果を箱の中に書いております。基本的にはオープンなプロセスのもとで策定され、評価、検証が可能な具体性を持ち、消費者、利用者への影響、あるいは国際競争力向上への影響が明確であるものといったようなメルクマールが議論されております。

それから4ページ、これは先ほどご報告いたしました標準化の重点分野、当面は5分野ということで4ページの右下のところに総務省、経済産業省共同で進めていくべき分野として指定されております。ただ、左のほうに目を移していただきますと、審議会としては実にさまざまな、全部数えると10分野以上になっておりますが、いろいろヒアリングをした上で、やはり当面はこういった5分野に注力していってその効果をきちんと検証していくべきという議論の報告に向かっております。

それから最後の5ページでございますが、当面施策として何をしていくべきかについては、上のほうに当面講ずるべき措置についてということで審議会の検討体制の見直し、

あるいは先ほど民の検討体制とご報告をいたしました官民の検討体制ということを5分野についてつくっていくべき。そういった取りまとめの方向でご検討いただいております。

この後の情報通信政策部会におきまして、こういった取りまとめの方向について改めてご審議をいただき、広くパブコメという形でご意見をちょうだいし、先ほどちょうだいした貴重な意見も盛り込みながら、最終的には答申ということでお取りまとめいただくことをお願いしつつ、議論を継続していただいているところでございます。

以上でございます。

○大歳会長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いします。よろしゅうございますか。

それでは、以上で本日の議題は終了しました。

- ○大歳会長 委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいですか。 それでは、事務局から何かございますか。
- ○今林国際戦略局参事官 事務局でございます。お手元に資料25-8と資料25-9といたしまして、技術分科会と各部会の活動状況並びにICT関係の重点政策について 資料をお配りしております。時間の関係上、説明は省略させていただきますが、もしご 指示がございましたら個別にご説明に伺わせていただきますので、事務局までご指示を いただきたいと存じます。

それから、先ほど情報通信政策部会に所属指名された委員の皆様におかれましては、 この総会終了次第、このままお残りいただきたいと存じます。引き続いて政策部会を開 催させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○大歳会長 ありがとうございました。次回の日程につきましては別途調整させていただき、事務局よりご連絡させていただきます。

時間が延びてしまいまして、私の不手際で申しわけございませんでした。それでは、 本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会